

全国高等学校農場協会会則

制 定 昭和 27 年 2 月 18 日

最終改正 令和 5 年 6 月 8 日

第 1 章 名称、目的及び事業

第 1 条 本会は、全国高等学校農場協会（略称「全高農」）といい、事務部局を東京都渋谷区円山町 2 番 20 号、農場協会会館内におく。

第 2 条 本会は、高等学校農業教育の振興を図ることを目的として次の事業を行う。

- (1) 会議の開催
- (2) 農業教育に関する調査研究
- (3) 農業教育の振興に関する研究、建議並びに意見発表
- (4) その他必要と認める事業

第 2 章 会員及び役員

第 3 条 本会の会員は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 農業に関する学科またはコースをおく高等学校（高等学校に準ずる農業教育機関を含む）の農業教育職員。
- (2) 総合学科等において農業に関する科目を置く高等学校の農業教育職員。
- (3) 本会の趣旨に賛同するもの。

第 4 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 5 名
- (3) 局長 3 名 但し各局に局次長を置くことができる。
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 支部長 支部ごとに 1 名
- (6) 理事 都道府県ごとに 1 名、ただし、北海道は 3 名とする
- (7) 代議員 定数は別に規程で定める
- (8) 監事 3 名
- (9) 農場代表 各学校単位農場に 1 名

第 5 条 本会に名誉会長、顧問をおくことができる。

第 6 条 役員を選出は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 名誉会長、顧問は理事会の推薦による。
- (2) 会長、副会長、局長、常任理事及び監事は理事会で会員の中から選出する。
- (3) 支部長は、各支部において会員の中から選出する。
- (4) 理事及び代議員は、都道府県ごとに会員の中から選出する。
- (5) 農場代表は、各学校単位農場に会員の中から選出する。

第 7 条 役員の仕事は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 名誉会長、顧問は、本会を指導し、運営について助言を行う。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 局長は、それぞれの局を代表し、会務並びに事業を執行する。
- (5) 局次長は、局長を補佐し、局長事故ある時はその職務を代行する。
- (6) 常任理事は、常時会務を分担執行する。
- (7) 支部長は、各支部を代表し、支部における会務を執行する。
- (8) 理事は、各都道府県の会員を代表し、各都道府県における会務を執行する。
- (9) 代議員は、会員を代表して総会において議決権を行使する。
- (10) 監事は、会計の監査にあたり、総会において監査報告をする。

第8条 (11)農場代表は、各学校単位農場を代表し、各単位農場における会務を処理する。役員の任期は、2か年とし、再任を妨げない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 本会に、理事会の推薦によって相談役、参与、講師及び専門委員をおくことができる。

(1) 相談役は、会長経験のある常任理事とし、役員会で助言する。

(2) 参与は、本会の会員の中で特に功労のあった者とし、理事会及び常任理事会に出席して意見をのべることができる。

(3) 講師は、学識経験者で、本会の研究について指導助言を行う。

(4) 専門委員は、事務局に所属し専門的事項を分担する。

(5) 本会の全国大会で表彰された者は、名誉会員として処遇する。

第3章 会議

第10条 本会は、毎年1回全国大会（総会を含む）及び理事会を開催する。

2 会長は、必要と認めるときは、臨時に、総会、理事会又は支部長会等を開くことができる。

3 緊急非常事態の際は、代議員の会議を招集して総会にかえることができる。但し、その決議した事項は、次の総会に報告しなければならない。

第11条 総会の議長団は、その都度会員の中から選出する。

第12条 理事会及び常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第13条 総会は、本会の最高議決機関とする。総会で審議する事項は、次の各号にかかげるものとする。

(1) 会則の変更

(2) 予算の議決及び決算の承認

(3) 役員（会長、副会長、局長、常任理事、監事）の承認

(4) 事業に関する事項

(5) その他必要事項

第14条 理事会で審議する事項は、次の各号にかかげるものとする。

(1) 会則変更に関する事項

(2) 事業に関する事項

(3) 予算決算に関する事項

(4) 役員（会長、副会長、局長、常任理事、監事）の選出及び推薦

(5) その他必要事項

第15条 常任理事会は、必要に応じて開催し、会務について審議する。

第16条 会議の議決は、出席者の過半数による。ただし、総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席代議員の過半数による。この場合において、代議員が他の代議員に委任したときは、出席したものとみなす。

第4章 会計

第17条 本会の経理は、事務長がこれを担当し、次にかかげる収入によって賄うものとする。また、協会の事業・研究・研修活動の多様な事務領域に対応するため、事務次長を置くことができる。

(1) 会費

会費は、都道府県ごとに全国理事がこれを徴収し、一括して7月末までに納入する。会費の明細は準則に定める。

(2) 雑収入

(3) 補助金

(4) 臨時会費

第18条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第5章 組織

第19条 本会は、地区組織として支部を置く。また各都道府県はそれぞれ高等学校農場協会を組織する。

支部（地区別組織）は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 北海道 | 全道を数区にわけ |
| (2) 東北 | 6 県 |
| (3) 関東 | 1 都 8 県 |
| (4) 北信越 | 5 県 |
| (5) 近東（近畿東海） | 2 府 7 県 |
| (6) 中国 | 5 県 |
| (7) 四国 | 4 県 |
| (8) 九州 | 8 県 |

第6章 雑則

第20条 本会の事務局及び研究部会の組織に関する事項、その他この会則施行上必要な事項は、別に定める。

第21条 本会の会員は、公益財団法人全国学校農場協会の賛助会員であり、その会費は本会計に含むものとする。

附 則

- 1 この会則は、昭和27年2月18日結成と同時に施行し、昭和31年以降の改正部分は、その改正年度の当初より適用する。
- 2 この会則の運用に関する準則を別に理事会で定める。

会則第4条に基づく代議員に関する規定

制 定 昭和33年7月23日
最終改正 平成11年6月3日

第1条 代議員の数は、都道府県ごとに、会員130人以下の場合は1名とし、130人をこえる場合は、130人までを加えるごとに1人を増加するものとする。

第2条 代議員は、毎年5月中に各都道府県理事から、名簿を会長に提出して登録しておかなければならない。

第3条 代議員は、各々1箇の議決権を有し、他の代議員に委任して議決することを認める。この場合においては、本会が送付した委任状によって委任しなければならない。